

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年9月まで

当時勤務していた会社を退職した昭和60年3月ごろ、私の母親がA県B市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料についても毎月同市役所の窓口で納付してくれていた。

その際に受け取った領収書は、年金手帳に貼^はり付けていたが、平成8年にC市D区役所で年金手帳を2冊から1冊にまとめる手続を行った際に年金手帳と一緒に回収されている。今になって申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立人の加入手続を行った契機について、「娘を大学に行かせてやれなかったので、せめて国民年金ぐらいは親の務めとして加入手続に行った。」と具体的に説明しているほか、申立期間当時、その母親がその友人と国民年金について会話した状況、所持していたとする年金手帳の色及び領収書の保存状況等に係る説明内容に不自然さはない。

また、申立期間当時、高校生であった申立人の妹は、その母親に対し、申立人と同様に将来自分の国民年金保険料も納付してほしいと言ったことを記憶していると述べているところ、オンライン記録により、その妹は、20歳になった昭和62年*月から国民年金の被保険者資格を取得し、保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親の主張には信憑^{しんぴょうせい}性がある。

さらに、申立期間以降、同居していた申立人の両親及び申立人の妹の国民年

金加入期間に保険料の未納期間は無く、家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所(当時)から還付しているとの回答を得ており、厚生年金保険の加入期間と国民年金保険料の納付済期間が重複している期間が還付されているのは分かるが、申立期間の保険料がなぜ還付されたのか理解できない。還付の手続をしたことや還付請求書が送付されてきた記憶もなく、還付金を受け取った記憶もない。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料について、特殊台帳(マイクロフィルム)には、還付期間及び還付金額が記載されている上、還付整理簿には、還付事由(資格喪失)、還付金額、決定年月日及び支払年月日が記載されており、特殊台帳と還付整理簿の記録は一致している。

しかしながら、昭和39年5月から43年3月までの期間については、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録により、厚生年金保険加入期間と国民年金保険料の納付済期間が重複していることが確認できることから還付事由に不自然さはないが、当該期間直前の申立期間の保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、保険料を還付する必要がなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料の還付については、本来は国民年金の強制被保険者の期間であったが、事実と異なる資格喪失理由によって、国民年金保険料の納付済期間が未加入期間となり、当該期間の保険料相当額が還付されていることから、行政側の事務処理に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年3月まで

国民年金の加入については、親の勧めもあり、自分の老後のことを考えて、当時居住していたA市B区C地域の近くにあった出張所で加入手続を行ったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、毎月私自身が、都合の悪い時には母親に依頼して、A市の出張所で2年間は納付していたが、その後は、生活に余裕がなく保険料を払えなかったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「母親の勧めもあり、自分の老後のことを考えて、当時居住していたA市B区C地域の近くにあった出張所で加入手続を行ったと記憶している。」と述べているところ、当時のA市の広報により、申立人が居住していた地域に「A市C出張所」が所在していたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の状況調査により、申立人は、国民年金保険料の徴収が開始される前の昭和36年1月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間及びその直後の期間の国民年金保険料について、「A市の出張所で2年間は納付していたが、その後は、生活に余裕がなく保険料を払えなかったと記憶している。」と述べているところ、申立期間直後は未加入期間となっている記録からみて、申立内容には信憑性^{しんぴようせい}があり、国民年金

に任意加入した申立人が、生活状況に特に変化はないにもかかわらず、昭和36年4月から同年6月までのわずか3か月分のみの保険料を納付したものは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

自営業を営んでいた夫が、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた。

夫は既に亡くなっているが、夫から、申立期間の保険料は未納無く納付していたと聞いているので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつも申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和50年12月以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、夫婦共に国民年金保険料の未納期間が無い上、付加保険料も併せて納付していることから、その夫の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の夫の当該期間における国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後の期間における保険料は、夫婦共に付加保険料も含めて現年度納付していること、及び当時住居の異動等による生活環境の変化がなかったことなどから、その夫が、申立人の当該期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を昭和51年3月23日に訂正し、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月23日から同年4月1日まで
昭和42年4月にA社に入社した以降、現在まで同社に継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。
申立期間当時、A社本社から同社B工場へ転勤しているが、同一企業内の異動であったことから、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社本社が保管する人事調書及び辞令簿、同社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年3月23日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び

取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 3 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成5年5月1日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年5月1日まで

平成4年6月1日から7年6月15日までの期間、A社B店においてC職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人が保管する預金通帳の給与口座の入出金記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含む平成4年6月1日から5年5月1日までの期間、A社B店に継続して勤務していたものと認められるが、オンライン記録では、4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B店は、平成4年7月31日（当初は平成5年5月1日）に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、その処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の5年7月9日にさかのぼって訂正処理が行われているとともに、同日付けで申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月1日から4年7月31日にさかのぼって訂正処理されている上、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、当該事業所において平成4年7月31日以降に厚生年金保険の被保険

者資格を喪失した 14 人についても、申立人と同様な処理が行われている上、同日以降に被保険者資格を取得した二人については、被保険者資格の取得及び喪失に係る記録が取り消されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所の事業主は、「A社B店は、平成5年5月ごろまで営業しており、申立てに係る手続についての記憶は無いが、申立期間当時は、多額の負債を抱えるなど、同店の経営状態が悪く、社会保険事務所（当時）に納付すべき厚生年金保険料を滞納していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、平成14年6月に社会保険事務所が当該事業所の厚生年金保険料を不納欠損として処理していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡^{そきゅう}及訂正前の喪失日である5年5月1日であると認められる。

また、平成4年7月から5年4月までの標準報酬月額については、遡^{そきゅう}及訂正前の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和24年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、昭和19年3月にC社から分社化されて設立された会社であり、私は、申立期間ごろにA社D工場から同社E事務所へ異動している。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社の人事台帳及び申立人が保管する退職金計算書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同社の人事台帳の記録から判断すると、昭和24年3月1日に同社D工場から同社E事務所へ異動したものと認められる。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述内容から判断すると、申立期間当時、A社E事務所に勤務していた従業員については、同社B支店において厚生年金保険の適用を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店におけ

る昭和 24 年 4 月の社会保険事務所の記録から、4,200 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和39年4月に入社して以降、平成18年1月に定年退職するまでの期間は継続して勤務していた。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立期間当時における申立人の上司で総務・経理の担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記総務・経理の担当者及び上記複数の同僚は、「申立人は、申立期間及びその前後の期間、A社B支店で継続して勤務しており、勤務形態、業務内容に変わりがなかった。」と供述している上、前述の総務・経理担当者は、「申立期間の厚生年金保険料は継続して控除している。」と供述している。

さらに、上記複数の同僚は、「申立期間の時期にB営業所がB支店に昇格した記憶がある。」と供述しており、事業所名簿から、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和39年7月1日であることが確認でき、

それまでの期間においては、同社本社で従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月13日から同年4月1日まで

昭和35年4月にA社に入社し、52年7月31日に退職するまでの期間は継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。37年4月1日には、A社本社から同社B事業所に異動しているが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が継続して控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人と同一日に異動したとする同僚の供述内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本により、A社は平成5年7月19日に破産手続が終結していることが確認できるとともに、当時の事業主（代表者）二人のうち一人は既に死亡しており、もう一人については、個人を特定すること

ができない上、連絡先も不明であるため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から同年11月1日まで

昭和43年4月1日にA社C地区B事業所に入社し、48年2月1日まで途切れることなく勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間に途中3か月の空白がある。

当該事業所発刊の「事業所のあゆみ(写し)」においても、昭和43年4月から48年1月までの在職が確認できる。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人から提出されたD社C地区B事業所の「事業所のあゆみ(写し)」及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社して以降、勤務形態及び業務内容に変更はなく、申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所(当時)の記録では、上記複数の同僚について、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できることから、申立人の厚生年金保険料が申立期間のみ事業主により給与から控除されなかった理由はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、同社C営業部）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和48年2月22日）及び同資格取得日（昭和48年3月22日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月22日から同年3月22日まで

A社B営業所に昭和45年3月21日から48年4月20日まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社本社が提出した申立人に係る在籍証明書（写し）、同社の回答及びA社健康保険組合加入証明書（写し）並びに同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人と当該同僚が名前を挙げた同僚二人の計4人に照会したところ、4人から回答が得られたが、そのうちの一人は「当時、申立人にC支社異動の話があったが、保留・取り止めとなり、後日、D営業所に異動したことを覚えている。本社でC支社異動の辞令を作成した後に、異動が保留・取り止めとなったのだが、内部の連絡が悪くて、その間に厚生年金保険事務の担当者が同保険の被保険者資格喪失の事務処理をってしまったことは、十分に考えられることだと思う。」と供述しており、申立人の「申立期間当時、C支社異動の話があったが、希望に合わず保留となり、

その後D営業所に転勤した。」との供述と符合している上、上記4人の同僚のうち申立人と同職種の同僚については、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社B営業所に継続して勤務しているにもかかわらず、1か月のみ厚生年金保険料が給与から控除されない理由は見当たらず、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年10月30日まで

A社には報酬月額30万円との約束で、平成4年2月1日から5年10月30日まで勤務した。退職するまでの間、月額30万円の給与額が変更されたことはなく厚生年金保険料も一定の額が控除されていた。

しかし、厚生年金保険の加入記録によると、申立期間について、30万円であったはずの標準報酬月額が8万円に引き下げられているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年10月30日の約1年6か月後の7年2月3日付けで、標準報酬月額の記録がさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、i) 商業登記簿謄本によると、申立人は平成4年11月6日にA社の取締役就任しているが、標準報酬月額の減額訂正が行われた7年2月3日より前の5年11月4日に取締役を解任されていることが確認できること、ii) 申立人は、「従事業務はB業務であり、社会保険事務には関与していなかった。」と主張していること、iii) 申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われた7年2月3日には別の事業所に勤務していることが雇用保険被保険者記録及びオンライン記録により確認できることから、申立人は、当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、社会保険事務に携っていたとする同僚は「標準報酬月額の減額訂

正処理は私の退職後のことなので分からない。在職当時は適正な事務処理をしていた。しかし、当時から経営状況はあまり良くなく、厚生年金保険料の滞納もあったように記憶している。」と供述している。

加えて、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失後に加入した政府管掌健康保険任意継続被保険者記録から、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が 30 万円であったことが確認できる上、申立人から提出のあった平成 5 年 8 月分の給与支払明細書により、給与支給額は 30 万円であり、標準報酬月額 30 万円に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年3月1日まで

申立期間は、A社B工場から同社本社へ転勤した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された在籍証明書及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年12月31日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月から45年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで
昭和 62 年 9 月から A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、源泉徴収票の給与支給額から見て著しく低額になっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人は、申立期間の給与明細書を保有していないものの、平成 9 年分の源泉徴収票を保有しており、それによると、9 年 1 月から同年 12 月までの給与総額は 313 万 2,000 円であること、また、オンライン記録によると、標準報酬月額は同年 4 月に随時改定されており、実際の給与月額の変更は標準報酬月額の改定月の 3 か月前の同年 1 月であったことが推認でき、これらを踏まえ、申立期間のうち同年 1 月から同年 12 月までの期間における各月の報酬月額（給与総額 313 万 2,000 円を 12 か月で除して求めた額）を試算してみると、各月 26 万 1,000 円であり、それに見合う標準報酬月額は 26 万円となる。

一方、平成 9 年分の源泉徴収票に記載の社会保険料控除額は 37 万 8,483 円

であることが確認でき、この額から申立人が9年1月から同年3月までの期間に控除されていた社会保険料額（厚生年金保険料は36万円に見合う標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。）を除いた額を基に、申立期間のうち同年4月から同年12月までの期間における各月の厚生年金保険料を試算してみると、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間のうち平成10年1月及び同年2月の期間については、申立人は給与明細書及び10年分の源泉徴収票を保存していないため、前述の9年4月から同年12月までの期間のような試算を行うことは困難であるが、オンライン記録により、同年4月1日の随時改定により、申立人の標準報酬月額が11万8,000円に減額され、この額が申立期間を通じての標準報酬月額となっていることを踏まえると、10年1月及び同年2月の期間についても19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成9年分の源泉徴収票において推認できる保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月25日から同年12月5日まで

申立期間は、A社の関連会社であるC社（勤務先店舗名は、A社本店）からA社B支店（勤務先店舗名は、A社D店）に異動を命じられ、同B支店の開店準備業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び社会保険事務担当者を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和43年11月25日にC社からA社B支店に異動）、同社B支店の開店準備業務に従事していたことが認められる。

また、A社に対し、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間当時、社会保険の手続については本店及び各支店において、それぞれ行っていた。申立人については、新店舗出店に伴う異動の際の社会保険手続の誤りによる厚生年金保険の加入記録の欠落であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と回答している。

さらに、A社B支店の当時の社会保険事務担当者は、「私が社会保険事務所(当時)に対して、厚生年金保険適用事業所の届出を遅れて手続した上、厚生年金保険の被保険者資格取得日を間違えて提出した。申立期間については間違いなく給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

以上のことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年12月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和43年12月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社同支店は法人事業所であり、当時の社会保険事務の担当者及び複数の同僚の供述により、申立期間当時は5人以上の社員が同社同支店の開店準備の業務に従事していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においてA社B支店が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年3月25日まで
A社に、平成14年3月25日から1年間勤務した。

当該事業所では、賞与、通勤手当、残業手当等の支給を受けておらず、給与は定額で、月額25万円から26万円ぐらいであった。

ねんきん定期便で、当該事業所における標準報酬月額について確認したところ、申立期間の標準報酬月額が17万円となっており、実際に支給されていた月額給与よりも低い金額となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A社における給与について、毎月ほぼ一定額が支給されていたとしているところ、事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る給与支給額は不明であるが、申立人には、賞与、通勤手当、残業手当等を支給しておらず、毎月、定額を支給していた。」と回答していることか

ら、申立人の報酬月額は、毎月定額であったことが認められる。

したがって、B市が保管する当該事業所の申立人に係る平成14年分の「給与支払報告書」の給与支払金額及び保険料控除額から推認できる標準報酬月額は、申立期間のうち14年4月から同年11月までの期間について26万円とすることが妥当である。

また、申立人の報酬月額は、先述のとおり、毎月定額であったと認められることから、申立人は、申立期間のうち、平成14年12月から15年2月までの期間においても、14年4月から同年11月までの期間と同額の報酬月額の支給を受けていたことが推認できることから、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月22日から同年11月1日まで
昭和33年4月にA社に入社し、36年に同社の関連会社であるB社へ異動となった。

両事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書(写し)及び同僚の供述により、申立人がA社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和36年11月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保

険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和29年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月26日から同年3月8日まで

昭和29年2月27日付けでA社本店から同社B支店に転勤の辞令を受けたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社本店で同年2月26日に資格喪失し、同社B支店で同年3月8日に資格取得となっている。

人事異動があっただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の人事発令通知(写し)、在職証明書及び同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和29年3月8日にA社本店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本店における昭和29年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、「昭和41年以前は、厚生年金保険被保険者の資格に係る届出については各支店で行っており、記録が残っていないため確認はできないものの、取得日と喪失日に相違があった可能性が想定される。」と回答していることから、事業主が昭和29年2月26日を

同資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで

平成9年12月1日から10年1月31日までA社B支店に勤務し、厚生年金保険料が控除された当時の給与明細書を保管しているが、厚生年金保険の被保険者記録においては加入期間が1か月不足している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る厚生年金基金の資格喪失届によると、申立人のA社B支店における退職日は平成10年1月30日と記載され、オンライン記録においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年1月31日と記録されている。

しかしながら、申立人が保管しているA社B支店における平成9年12月及び10年1月の給与明細書には、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は「臨時社員としてA社B支店に勤務した最後の日に、平成10年1月の給与を現金で受け取った。」と供述しているところ、申立期間当時の給与事務担当者は「申立期間における臨時社員の給与支給方法は、月末締め、当月末日に現金で支給していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、A社B支店において平成6年度から12年

度までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した 105 人（申立人を除く。）について資格喪失日を確認したところ、資格喪失日に A 社の他支店において同被保険者資格を取得した者を除く 64 人について、月末日付けの資格喪失者はおらず、1 日付けの資格喪失者は 24 人、月途中の資格喪失者は 40 人であることが確認できる。

加えて、前述の平成 9 年 12 月及び 10 年 1 月の給与明細書には、それぞれ出勤日数が 22 日であることが記載されており、給与支給額についてもほぼ同額となっていることが確認できることから、9 年 12 月と同様に 10 年 1 月についても末日までの雇用であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において A 社 B 支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書に記載された給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 B 支店は、オンライン記録により平成 17 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、商業登記簿謄本により同社は同年 10 月 31 日に B 支店廃止、その後、会社分割により事業継承した新会社の A 社は 21 年 1 月 * 日に民事再生法の適用申請により倒産していることから、事業譲渡を受けた C 社に照会したところ、同社から提出された申立人に係る厚生年金基金資格喪失届の写しにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が 10 年 1 月 31 日と記載されていることから、事業主が同日を同資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ただし、法人登記によれば、C 社は、申立事業所である申立期間当時の A 社が平成 17 年 10 月 31 日に D 社に商号変更した後に会社分割により同年 11 月 1 日に商号譲渡を受けて設立された A 社の事業譲渡を受けたものであり、譲渡会社である D 社の債務については責を任じないと明記されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 1 月 8 日から 40 年 2 月 27 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を受給しているため、年金額に反映されないとの回答があった。

脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 41 年 12 月 27 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 38 年 10 月 * 日に婚姻により改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が変更されておらず、申立期間①及び②の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が申立期間①及び②の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和42年5月25日）及び同資格取得日（昭和43年1月26日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年3月15日であると認められることから、同資格喪失日の記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月25日から43年1月26日まで
② 昭和43年2月15日から同年3月15日まで

申立期間①及び②は、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和36年7月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年5月25日に同資格を喪失後、43年1月26日に同社において再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①についても当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、i) 申立人が氏名を挙げた同僚3人のうち、所在が確認できた一人に照会したところ、「申立期間①当時に申立人と同じ作業場で一緒に勤務していたが、申立人が勤務の途中で退職した記憶はなく、業務内容や雇

用形態が変更になった記憶もない。当該期間は毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べている上、オンライン記録によると、当該同僚3人全員の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①において継続していることが確認できること、ii) オンライン記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者13人に照会したところ、回答があった10人のうち社会保険事務担当者であった者は、「申立期間当時に社員は皆厚生年金保険に加入させ、毎月給与から同保険料を控除していた。申立人が勤務期間中に一度退職し、再度入社した記憶はなく、業務内容や雇用形態が変更になった記憶もない。」と述べている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該同僚10人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、自身が記憶している勤務期間とほぼ一致していることから判断すると、当時、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人はA社において、昭和43年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和43年3月15日となっていることが確認できることから、事業主は、申立人が同年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和40年10月1日、同資格喪失日は同年11月26日であると認められることから、同資格取得日及び同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月ごろから41年3月ごろまで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録において申立人と同姓同名で、性別が一致し、生年月日の日のみ相違している者（申立人の日は「*日」、被保険者原票及びオンライン記録の日は「*日」）が、A社において昭和40年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月26日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所の社長又は支配人であったとする者は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本により確認できる上、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認できる者が、「私はB職として勤務しており、申立人は私の部下であった。」と述べている。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は特定できないものの、資格取得日を昭和40年10月1日、離職日を同年11月30日とする記録が存在し、被保険者原票の記録と期間がほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月26日に同資格を喪失した旨

の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における被保険者原票及びオンライン記録から、1万2,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち昭和40年4月から同年9月30日までの期間及び同年11月26日から41年3月までの期間について、オンライン記録により、当該事業所は51年8月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、被保険者原票及びオンライン記録により、当該事業所において申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、所在が確認された7人に照会したところ、5人（前述の同僚を含む。）から回答が得られ、このうち当時の支配人及び事務担当者は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入させず、3か月程度は様子を見て、長く続けられそうな人のみを加入させた。」と述べているところ、他の3人は、自身の記憶する入社時期から3か月及び6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち二人は、「試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と述べている。

さらに、申立人と同じくB職であった者は、「申立人は、半年ほどしか勤務していないと思う。」と述べており、申立人を記憶しているとする他の一人も、「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と述べていることから、申立人が昭和40年11月26日以降において当該事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から50年2月21日まで
申立期間については、A社に正社員（B職）として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和48年11月7日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人が名前を挙げた5人のうち3人の同僚は、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうちの一人は、「私は昭和45年8月からC職として勤務していたが、当該事業所では、正社員の者は全員が入社後すぐに厚生年金保険に加入していると思う。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が確認できた4人に照会したところ、全員から回答が得られ、このうち申立人が勤務を開始した昭和49年に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる二人のうち一人は、「私は当初、D作業員であったが、C職となった昭和49年から厚生年金保険に加入した。当該事業所では正社員は厚生年金保険に加入していた。」と述

べており、別の一人は、自身の勤務期間について記憶していないが、当該事業所の前に勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が49年4月1日であり、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年4月21日であることから、入社後間もなく厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、昭和49年に当該事業所において雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚二人の両保険の被保険者資格取得日は、ほぼ合致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和42年11月30日、同資格喪失日に係る記録を43年2月3日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から43年2月3日まで

B業務をしていたC船（船舶所有者A社）がD県で水揚げ後、E県に回航し売船になり乗組員が解散するまで同船のF職として乗船していたのに船員保険被保険者記録が無い。C船に乗船していたことは船員手帳に記載されているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間のうち昭和42年11月30日から43年1月27日までC船（船舶所有者A社）にF職として乗船していたことが確認できるところ、同手帳にC船のG職として記載のある者は、「申立人は、C船の乗組員がE県で解散するまでF職として同船に乗船していた。」と述べており、この者の所持する船員手帳には、雇止年月日が43年2月2日、雇止事由は解散と記載され、E県のスタンプが押されていることが確認できる。また、申立期間におけるA社の船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において船員保険被保険者資格喪失日が43年2月3日である者が10人確認でき、全員の備考欄に解散との記載がある。以上のことから、申立人は、申立期間においてC船に乗船していたことが認められる。

また、当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において船員保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた10人（前述のG職を含む。）に照会したところ、回答が得られた5人のうち3人は、「C船には12人から15人ぐらい乗船していた。」と述べており、被保険者名簿から申立期間において12人から14人の船員保険被保険者が確認できる上、前述のG職及び当該事業所で船員保険事務を担当していた者は、「船員保険は全員加入であった。」と述べている。

さらに、C船において申立人の前任のF職には、当該事業所における船員保険被保険者記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の前任者であるF職の社会保険事務所（当時）の記録により、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、船員保険料を納付したか否かについては不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年11月から43年1月までの船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月25日まで

昭和40年4月1日から44年8月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が41年3月25日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する社員台帳及び申立人と同時に入社したとする複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が昭和40年4月1日であることが確認できる上、当該原票には訂正処理日及び訂正事由等の記載も無い。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を

行う合理的な理由はなく、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人について、昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 1745 (事案 866 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 8 年 3 月まで
結果通知の受領後に、申立期間に係る私の妻の日記が見つかったので、当該期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額のうち、平成 4 年から 7 年までの社会保険料控除額は国民健康保険料に相当する金額のみであって、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる上、それ以前の社会保険料控除額についても、平成 4 年から 7 年までの控除額を上回る金額ではないため、同様に国民健康保険料のみであったことが推認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付の事実を示す資料として新たに申立人の妻の日記を提出してきたが、当該日記には「年金」と記載されているのみであり、当該期間の保険料納付を示す具体的な記載は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1746 (事案 867 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 8 年 3 月まで
申立期間の私の国民年金保険料については、私の夫が家計をやり繰りしていたので、夫に任せていたが、申立期間に係る私の日記が見つかったので、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立人は平成 8 年 6 月において、昭和 61 年 4 月 1 日時点の国民年金被保険者資格を第 3 号被保険者から強制加入被保険者である第 1 号被保険者に変更されており、申立期間当時は第 3 号被保険者となっていたことから、国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 申立人の夫が提出した所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額のうち、平成 4 年から 7 年までの社会保険料控除額は国民健康保険料に相当する金額のみであって、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる上、それ以前の社会保険料控除額についても、平成 4 年から 7 年までの控除額を上回る金額ではないため、同様に国民健康保険料のみであったことが推認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付の事実を示す資料として新たに日記を提出したが、当該日記には「年金」と記載されているのみであり、当該期間の保険料納付を示す具体的な記載は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から同年11月まで

私は、平成13年7月に会社を退職し、同年9月ごろ、自分がA社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。その時、以前から持っていた国民年金手帳を持参した。

申立期間の国民年金保険料は、私が私の父親の援助を受け銀行で納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年9月ごろ、申立人自身がA社会保険事務所です国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は銀行で納付したと述べているところ、国民年金の加入手続は、原則、市区町村で行うものであり、申立人はB市C区役所で同手続を行った記憶はないとしている。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る国民年金の加入勧奨状態が、平成13年12月10日まで継続していたことが確認できる上、未加入期間に係る国民年金適用勧奨が15年2月に行われていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1748

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私の母親は、私が大学を卒業し国民年金の強制加入被保険者になったのを契機に、昭和61年4月ごろA市B区役所において、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間は、私が就職活動をしていたこともあり、私の母親が私の国民年金保険料を納付書により納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月ごろ、申立人の母親がA市B区役所において申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、i) 国民年金加入時に付番される国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらないこと、ii) A市において、申立人の国民年金被保険者名簿が作成された形跡が見当たらないこと、iii) 申立期間に国民年金に加入していたことを示す年金手帳の交付を受けたことがないと述べていることから、申立期間当時は、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認され、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料の納付書が交付されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親は、昭和61年4月ごろ申立人が大学を卒業したのを契機に申立人の国民年金の加入手続を行い、学生任意加入手続は行わなかったとしているところ、申立人の国民年金の被保険者資格は、基礎年金番号導入後の平成9年1月以降に申立人が学生である昭和60年4月までさかのぼって追加取得されていることが確認でき、申立人の母親の供述と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1749 (事案 1272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私は、申立期間を含む昭和43年4月から48年3月までの期間について、平成21年1月30日付けで年金記録に係る確認の申立てを行ったところ、そのうち昭和47年4月から48年3月までの期間についてのみ、平成21年10月24日付けで年金記録を訂正する必要があると認められた。しかし、私は、A業を開業した昭和43年4月ごろに国民年金に加入し、集金人が保険料を徴収して、年金手帳に領収書を貼^はり付けていたことを記憶している。

私は、申立期間のうち、独身であった昭和43年4月から46年12月までの期間については自分一人分の国民年金保険料を、また47年5月に入籍した妻と同居を始めた同年1月から3月までの期間については夫婦二人分の国民年金保険料をA室に来ていた集金人に納付していた。

私が一緒に納付していた妻の国民年金保険料が納付済みとなっている昭和47年1月から同年3月までの期間を含め、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和43年4月から48年3月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A業を開業した43年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者加入状況調査等により、47年5月ごろに払い出されたものと推認できることから、申立期間の大部分は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申

立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、特例納付期間であるが、申立人は特例納付若しくは過年度納付した記憶がない上、それらをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年10月14日付けで、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認される昭和47年5月の時点で、申立人及び同年1月から同居を始めたとする申立人の妻と二人分の国民年金保険料を集金人に納付が可能であった同年4月から48年3月までの期間については年金記録の訂正が必要であるとしたが、今回の申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立に当たり、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情はなく、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べるのみで、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月及び同年7月

私は、平成7年4月に父親の転勤に伴い両親と一緒にA市に転居した。その後、勤務していた会社を退社し、同年6月ごろ、A市役所の窓口で国民年金への加入手続を行い、毎月郵便局又は金融機関の窓口で保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間は、平成15年9月22日に国民年金の資格記録が追加処理された際に整理された期間であることが確認できることから、当該整理時点までは国民年金の未加入期間であり保険料を納付できない期間であるほか、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、オンライン記録上、平成15年9月22日に追加処理された国民年金の資格記録が、本来記載すべき欄に既に記載されている日付の余白に不自然な形で記載されていることから、この記録は当該追加処理と同時期に追加記載されたものであると推認できる。

さらに、申立期間以後における最初の国民年金の資格記録である平成9年8月16日の国民年金への再加入手続が、約1年後の10年8月以降に実施された加入勧奨の後に行われており、厚生年金保険から国民年金への切替手続が速やかに行われていなかった点もみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1751 (事案 744 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年10月まで

私は、昭和45年4月に会社を退職し、実家の自営業の手伝いをしていた。家族も国民年金に加入し、区役所の男性職員が毎月集金に来ていたので、私の母親がその職員に国民年金の加入手続を依頼した。

申立期間当時、母親が家計を預かっており、月末には私の兄弟の分をまとめて一人当たり300円ぐらいを現金で支払い、領収書をもっていたと記憶している。

申立期間の国民年保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、当時同居していた申立人の兄弟4人分の保険料を母親が納付していたと述べているが、保険料の納付が確認できるのは長兄の分だけであることなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たって、申立期間の国民年金保険料の納付について証言してもらえる申立人の兄嫁(長兄の妻)の名前を挙げてきたため、その兄

嫁から聴取したところ、「生前、夫の母親から空白部分の保険料を払っていたと聞いている。」と述べており、また、長兄は、「国民年金については、兄弟全員 20 歳になった時に加入して、私の母親が保険料を払ってくれていたと思う。当時、同居していたのは、両親のほかに、私と A 子、弟の B 夫、妹の C 子の 4 人だったと思うので、その 4 人分の保険料を母親が払ってくれていたと思います。」と述べているが、その内容は、申立人の母親による申立人の保険料納付状況を具体的に述べているものとは言い難いことから、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1752

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区に居住していたが、住民票上の住所は同市C区の実家の所在地であったことから、社会保険事務所（当時）の職員が、私の国民年金の関係で実家を訪問していた。

その際、私の母親が私の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、D銀行E支店の窓口で納付してくれていた。

その年は、自分で確定申告をしており、母親が私の国民年金保険料を納付してくれた時に受領した領収書を添付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期である平成14年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その際の厚生年金保険から国民年金への切替手続について、申立人の記憶はあいまいであり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、その手続を行っていないと述べている。

また、申立人の国民年金への加入については、オンライン記録により、平成15年4月28日に加入勧奨状（督促分）が作成されていることが確認できる上、16年8月24日には、それまで加入勧奨に応じていない者を記載した未適用者一覧表に、申立人がその対象として記載されており、この時点においても、申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立期間は、平成22年8月9日の国民年金の資格記録追加処理により整理された国民年金の加入期間であることが確認でき、それまでは未加入期間とされていたことから、申立人に対し、申立

期間の納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年7月31日まで

A厚生年金基金から、標準報酬月額について、社会保険庁（当時）の記録と相違する期間があると指摘されたことから、会社が私の標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、同厚生年金基金から、年金額を裁定するためには、第三者委員会に申立てを行う必要があると言われたので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、A厚生年金基金が記録している標準報酬月額と社会保険事務所（当時）が記録している標準報酬月額に大幅な相違があると主張しているところ、申立人のB社における平成3年10月から4年7月までの標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、同社は、管轄社会保険事務所に対し訂正の届出を行い、20年8月22日付けで、50万円に訂正されている。

しかしながら、申立期間における申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料について、i) B社は、「申立人の給与から社会保険事務所が決定したとおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額を控除し、同保険料額を社会保険事務所に納付していた。」と回答していること、ii) 申立人自身も「急に給与から控除される保険料が非常に安くなり、家計のやり繰りが助かったことを覚えている。前年度に比べて保険料が大変安くなったことは確かであり、訂正された標準報酬月額に応じた保険料は払っていない。」と供述していること、iii) オンライン記録により、平成4年8月1日に申立人の標準報酬月額が28万円から50万円に随時改定されていることが確認できることから判断すると、申立期間において、標準報酬月額50万円に係る厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていたとは考え難い。

また、B社は、A厚生年金基金に加入しているところ、申立期間当時、社会保険事務所に届出を提出する際、同厚生年金基金と社会保険事務所にそれぞれ届出を提出していた旨供述していることから、同厚生年金基金への届出書と社会保険事務所の届出書の一体性は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に訂正の届出を行った標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年5月19日まで

昭和17年5月から兄が出征のため実家に帰る19年までA社でB職として勤務したが、労働者年金保険の加入は18年5月19日からとなっている。昭和17年に会社の同僚と写した写真もあるので、申立期間について労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述から判断すると、入退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主の子息は「戦災に遭い、申立期間当時の書類は焼失して残っていない。」と供述しており、申立人の申立期間の勤務状況及び労働者年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録及び当該事業所を管轄する年金事務所からの回答により、申立期間当時、A社が労働者年金保険の適用事業所であったことが確認できず、当該事業所の承継事業所であるC社も厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年7月1日であることから、申立人の申立期間における労働者年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から確認できる申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票に記載された記号番号の前後の番号の者それぞれ10人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認でき、申立人も同僚として名前を挙げている二人の供述から、申立期間当時A社に勤務していたことが推認できるものの、両人とも労働者年金保険被保険者資格取得日は昭和18年5月19日となっており、申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票

により確認できる申立人の最初の労働者年金保険被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

加えて、申立人が労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も労働者年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から57年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和55年10月1日に喪失したことになっているが、57年9月30日まで勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の当時の取締役は、「申立人が60歳からの旧老齢厚生年金（昭和61年4月改正前の旧厚生年金保険法による老齢年金）を満額受給するため、厚生年金保険に加入せずに勤務したいと申し出ていたような記憶がある。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人に照会したところ、5人から回答が得られたが、このうちの一人は、「申立人は、60歳からアルバイトとして勤務していたと思う。」と供述し、他の一人は「私は申立人と一緒に勤務していたが、私は正社員、申立人はアルバイト等であった。」と供述している。

さらに、申立人の旧老齢厚生年金受給権者原簿により、申立人の旧老齢厚生年金の受給権発生は昭和55年4月であり、受給権発生当初は厚生年金保険に加入する在職者として、給与と旧老齢厚生年金受給額との間で調整が行なわれ、年金受給額に一部調整による受給できない額（停止額）が発生していることが

確認できる。また、オンライン記録により、同年 11 月に「厚生年金保険の資格喪失 1 か月改定の記録」の事由により旧老齢厚生年金の停止額が解除され、年金額が満額支給の決定がされていることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録により、当該事業所における取得日は昭和 51 年 5 月 10 日であり、離職日が 55 年 9 月 30 日となっており、求職者手続を行ったが、雇用保険の給付を受けていないことが確認できる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

A社には、昭和 62 年 6 月 16 日から平成元年 8 月 16 日までパート従業員として勤務した。しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、入退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、同年 3 月 31 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主（代表理事）は、「申立期間当時の資料等は保存されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と供述している。

また、申立人は、当時一緒に勤務していた同僚として入社当時のB職長及びその後任のB職長の二人の名前を挙げているが、前任のB職長は当時のことは覚えていないと供述しており、後任のB職長は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、A社が適用事業所であった期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 9 人のうち、生存及び連絡先が判明した 5 人に照会したところ、申立人と同職種であったとする 4 人から回答を得られたが、そのうち申立人の後任として業務を引き継いだとする同僚は「申立人の後任として平成元年 8 月ごろから勤務した。当初は、時間給のパー

ト従業員で勤務時間は午前 10 時から午後 4 時までであり、厚生年金保険の適用は無かった。平成 3 年 8 月からは月給制となり、その時点で厚生年金保険に加入した。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 62 年 12 月 1 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の被保険者資格の取得日と合致している。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

なお、申立人が申立期間以前に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失後に健康保険任意継続の届出を行った記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 5 日から 10 年 9 月 26 日まで

平成 9 年 2 月 5 日から 10 年 9 月 26 日まで A 社に勤務した。勤務期間中に支給された給与月額が 17 万円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額は 15 万円となっているので、標準報酬月額を 17 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（受付日：平成 9 年 2 月 5 日）」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（確認日：平成 9 年 8 月 7 日）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（受付日：平成 10 年 9 月 28 日）」により、申立人の平成 9 年 2 月から 10 年 8 月までの標準報酬月額は 15 万円であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、当時の事業主が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、平成 10 年の定時決定が 17 万円で行われていることが確認できる。しかし、当該届出により、標準報酬月額がそれまでの 15 万円から 17 万円に改訂する決定がなされたことが確認できるが、申立人が当該決定前の同年 9 月 26 日に退職したことにより、同決定が取消処理されたことがオンライン記録により確認できる。

さらに、当時の事業主は「平成 11 年 8 月に A 社は倒産した。貸金台帳を保管していないが、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び標準報酬月額に関する届出は支払った給与額を基に行った。」と供述している。

加えて、オンライン記録により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 4 人に照会したところ、回答が得られた 3 人

は共に、「会社の経営状態としては良くなかったが、厚生年金保険の標準報酬月額が給与額に見合った金額になっている。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
平成 7 年 2 月に A 社を設立し、現在まで代表取締役として勤務している。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業法人登記簿謄本の登記内容及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社の代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主である申立人は、当時の厚生年金保険の関係資料を保存していないとしている上、当該事業所の社会保険事務を担当していたとする事務補助者についても、名前を記憶していないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の経理事務及び社会保険事務について、事業主である申立人及び事務補助者が行っていたと主張しているが、オンライン記録から、当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の従業員は、「申立期間当時は、A 社が設立されて間もないころで、同社には、経理事務及び社会保険事務を担当する者がいなかった。このため、同社では、これらの事務を別事業所の関連会社で行っていた。」と回答しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得の事務処理が行われた平成 10 年 4 月 21 日(資格取得日は、平成 10 年 4 月 1 日) と同日に、申立人は、年金手帳の再交付を受けてい

ることが確認できることから、事業主である申立人は、このころ自身の厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行ったと推測され、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される者であることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

北海道厚生年金 事案 2779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月ごろから 53 年 12 月 31 日まで
昭和 51 年 10 月ごろから 53 年 12 月 30 日まで、A社に勤務したが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の代表取締役は、「当社は、数年前から実質的な事業活動を行っていない。また、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を保存していないため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることに加え、当該事業所の社会保険事務を担当していた者は既に死亡しており、同僚からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について明確な供述を得ることができない。

また、申立人に係る国民年金特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和 52 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間当時の夫に係るB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 11 月 15 日から 53 年 9 月 21 日まで、上記夫の健康保険被扶養者であったことが確認できるほか、申立人に係る国民年金特殊台帳によると、上記夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した 52 年 11 月 15 日に、強制加入から任意加入に種別変更されていることが確認できる。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が無く、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年12月25日まで
② 昭和32年4月1日から同年12月25日まで

A社に勤務していた両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、両申立期間について間違いなく同社に勤務し、給与から同保険料が控除されていたと思うので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間においてA社に正職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿によると、同社は、平成9年11月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本において、同年12月*日に破産宣告を受けていることが確認できる上、両申立期間当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人が両申立期間において共に勤務していた同僚として名前を挙げた4人のうち1人は、両申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、残る3人のうち1人は、申立期間①以前の昭和29年5月1日に同保険の被保険者資格を喪失している上、残る二人については、両申立期間に係る同保険の加入記録は無い。

さらに、前述の同僚4人のうち3人は既に死亡していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできない上、これら4人のうち所在が特定できた一人に照会したものの、「申立人のことは全く分からない。」と供述しており、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せるような供述を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和31年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚36人のうち、所在が特定できた10人に照会したところ、回答が得られた6人全員について、当該同僚本人が記録している入社日と同保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、最大で2年6か月間相違している上、これら6人のいずれもが「申立人のことは全く分からないが、A社では、入社から一定期間の臨時雇用期間を定めていたことから、入社当初から正職員としては採用せず、厚生年金保険についても、入社と同時に適用していなかった。また、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間について、給与から同保険料が控除されていたこともなかったはずである。」と供述している。また、前述の被保険者名簿により、32年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚31人のうち、所在が特定できた9人に照会した結果においても、回答が得られた3人のうち2人が、前述の同僚6人と同様に「申立人のことは全く分からないが、A社では、入社から一定期間の臨時雇用期間を定めており、入社当初から正職員としては採用していなかったことから、厚生年金保険についても、入社と同時に適用していなかった。」と供述している上、このうち一人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から同保険料が控除されていたことはない。」と供述している。

その上、A社に係る上記被保険者名簿を確認したところ、申立人が両申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る記録が欠落したものは考え難い。

なお、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち回答が得られた1人は、「両申立期間において、私が勤務していたのは、A社の下請け会社であったB社である。」と供述していることから、申立人が両申立期間において、B社に勤務していたことも考えられるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間②後の昭和38年9月1日であること、及び前述の同僚は「私は、昭和37年7月までB社で勤務していたが、同社では厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料が控除されていたこともない。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が両申立期間において同社に勤務し、同保険の被保険者として給与から同保険料が控除されていたとも考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年11月2日まで
② 昭和29年2月1日から同年4月1日まで

A社B営業所には、昭和28年4月1日に入社した後、29年3月31日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が28年11月2日、同保険の被保険者資格喪失日が29年2月1日としてそれぞれ記録されており、これらの記録は、私が記憶している勤務実態とは相違していることから、同保険の被保険者資格取得日及び喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間においてA社B営業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿によると、同社同営業所を管轄していた同社C支社は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時における同社営業所長は所在を特定することができない上、両申立期間当時における同社同支社の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が両申立期間において共に勤務した同僚として名前を挙げた8人のうち2人は、両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、残る6人のうち3人は既に死亡していること、及び他の3人についても、その所在を特定することができないことから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に

より、昭和 28 年 11 月 2 日から同年 11 月 4 日までの期間において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 63 人のうち、所在が特定できた 7 人に照会し、4 人から回答が得られたところ、このうち一人が、「A 社 B 営業所に勤務していた。」と供述しているものの、「申立人のことは全く分からない。」と供述している上、残る 3 人のいずれもが、「申立人のことは全く分からない。」と供述していることから、申立人が両申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできない。

加えて、A 社 C 支社に係る上記被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 28 年 11 月 2 日、同保険の被保険者資格喪失日は 29 年 2 月 1 日と記録されていることが確認できるところ、いずれも訂正等の不自然な記録は確認できない上、これらの記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

その上、申立人が両申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月ごろから 59 年 12 月ごろまで
申立期間については、A社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る履歴書(写し)及び同社の回答から判断すると、退職日は特定できないものの、申立人が、昭和 58 年 7 月 18 日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「事務所移転時に古い書類を廃棄したため詳細は不明であるが、申立人は短期間のアルバイト雇用であり、厚生年金保険には加入しておらず、同保険料についても給与から控除していなかった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち所在の確認ができた 3 人、及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 9 人の合計 12 人に照会し、4 人から回答が得られたところ、4 人全員が「私は正社員として在籍していたので、厚生年金保険に加入していた。」と供述しているほか、このうち一人は、「正社員になるまでの数か月間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから、当該事業所は、正社員のみを厚生年金保険に加入させていたと判断できる。

さらに、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間前後において厚生年金保険の被保険者資格取得者を確認したところ、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月ごろから 45 年 8 月ごろまで

昭和 44 年 8 月ごろ、近所にいたA社B業務員の勧誘を受け、同社のC業務員として採用された。採用されてから 45 年 8 月ごろまでの約 1 年間勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D市E区に所在した「A社」に勤務していたと申し立てており、申立人が当該事業所の近隣に所在していたと記憶するF商店に照会したところ「申立期間当時、近くにA社があり、そこはA社製品のC業務のための施設であったと思う。」との供述が得られたことから、申立人は申立期間当時、当該事業所でC業務員として勤務していたと推認される。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、当該事業所について類似の名称を含めて確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、当該事業所の所在地を管轄している法務局に商業登記簿の記録も無い上、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録も無い。

また、当該事業所と関連があると思われるG社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の資料が無く不明であるが、申立内容から判断すると、申立人はA社製品のC業務を行うC業務員であったと推測され、C業務員であれば当時も現在も個人事業主となるので、厚生年金保険には加入しない。」と回答している。

さらに、申立人は当時の上司、同僚及び申立人がC業務員として就職するに当たってその勧誘を受けたとしているB業務員の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することが

できない。

加えて、G社において、厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できた13人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会し、うち10人から回答が得られたところ、そのうち5人は、「C業務員については、会社との雇用契約はなく、社員でもないので厚生年金保険には加入していないはずである。」旨の供述をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社B事業所(現在は、C社B支店)において、非常勤職員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間を確認したところ、平成 18 年 9 月 30 日に同保険被保険者資格を喪失したと記録されている。

しかし、平成 18 年 9 月 30 日はB事業所を退職した日であり、同保険被保険者資格の喪失日ではないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動通知書により、申立人は平成 18 年 9 月 30 日にA社B事業所を辞職したことが確認できる。

しかしながら、C社B支店は、「非常勤職員であった申立人に係る人事異動通知書には『辞職を承認する』と記載されていることから、自己都合により辞職しているものとみられ、当時、非常勤職員が自己都合を理由として辞職する場合、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格については、辞職を承認された日に喪失する取扱いを行っていた。また、申立人について、辞職を承認された日の平成 18 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、同年 10 月 18 日に支給した同年 9 月分の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社同支店が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年 9 月の非常勤の職員賃金請求書(兼支給台帳)により、申立人が同年 9 月 30 日に資格喪失した旨の届出がなされている上、申立人の同年 9 月の厚生年金保険料は同年 10 月 18 日に支給された給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚一人はいずれも「申立人について名前を記憶しているが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用

状況については分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所で申立期間の前後に非常勤職員に係る厚生年金保険の事務を担当したことがある者は、「非常勤職員の当月分の給与は翌月（毎月 18 日）支給し、当月分の厚生年金保険料は翌月支給の給与から控除していた。非常勤職員であった者が辞職を承認された場合の厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、雇用保険の離職日とは異なり、辞職を承認された日と同一日とする取扱いを行ったことがあるが、申立人について同取扱いを行ったか否かについては分からない。」と供述している。また、申立期間当時の厚生年金保険の事務担当者一人は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日についての取扱い及び保険料控除の取扱いについては、覚えていない。」と供述している。

加えて、申立期間前後 1 年間に当該事業所において申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格が月末喪失となっている者 16 人に照会したところ、供述が得られた 7 人のうち、非常勤職員であり、かつ、自己都合により退職したとする者は 5 人であり、このうち一人は「最後に支払われた給与から退職月分の厚生年金保険料は控除されなかった。」と供述し、他の 4 人は「控除されていたか否かは不明である。」と供述している。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2785

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月ごろから51年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について加入記録が無い。しかし、申立期間は、A社（現在は、B社）で勤務しており、一緒に勤務していた同僚は厚生年金保険の加入記録があると聞いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

しかしながら、B社が保管する昭和49年11月から51年12月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書には申立人の氏名は記載されておらず、厚生年金保険被保険者資格を取得した旨が届けられた形跡は見当たらない上、同社は、「申立期間当時の厚生年金保険の事務担当者は生存しておらず、また、賃金台帳、社員名簿等を保管していない。他に当時の状況を知っている者がいない。」と回答しており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、雇用保険被保険者の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月1日から49年2月28日までの期間、同年8月3日から50年1月31日までの期間及び同年7月4日から同年12月26日までの期間については、申立てに係る事業所とは別の事業所（厚生年金保険の適用事業所ではない。）において勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所において申立期間と一緒に勤務していた同僚一人の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため所在等を確認することができず、この者から申立人の勤務の状況等について供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していた記録があることが確認できる同僚6人のうち、回答が得られた4人はいずれも「申立人の名前について記憶がない。」と供述している。

その上、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月5日から30年4月1日まで
② 昭和30年6月28日から36年6月29日まで

申立期間については、昭和36年12月19日に脱退手当金を受給しているとのことだが、35年10月に退職した後、脱退手当金を請求したことも支給を受けたこともないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月19日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 8 月 1 日から 24 年 2 月 10 日まで
② 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

申立期間①については、A 管理事務所 (B 国施設 C 部門) に勤務していた。

申立期間②については、D 管理事務所 (D 町 B 国施設) に勤務していた。

両申立期間とも厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 町 B 国施設 C 部門で E 職として勤務していた旨申し立てている。

しかし、B 国労務者については、関係通知に基づき、昭和 24 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入することとなったことから、当該事業所についても、社会保険事務所 (当時) の記録では、同日から厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、B 国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、B 国施設の所在する都道府県に置かれた D 管理事務所において行われていたことから、A 管理事務所の記録を確認するため、F 省 G 局に照会したところ、「当局が保管している A 管理事務所関係の資料には、申立人に該当するものはない。」と回答しており、申立人の申立期間①における当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡していることから、申立期間①当時、一緒に勤

務していた同僚の厚生年金保険加入記録について確認することができない上、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることもできない。

加えて、申立人が、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がD町B国施設に勤務していた旨申し立てていることから、D管理事務所における申立人の勤務状況等の記録を確認するため、F省G局D事務所に照会したところ、「従業員台帳及び喪失者名簿からは、申立人の在籍が確認できなかった。」との回答があり、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は既に死亡しており、一緒に勤務していた同僚を特定することができないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された7人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれの者からも、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
② 平成 7 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 9 年 5 月 11 日から同年 11 月 11 日まで
④ 平成 10 年 5 月 11 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 14 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び⑤については、A社でB職として勤務していた。

申立期間②については、C社でB職として勤務していた。

申立期間③及び④については、D社でB職として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立てどおりの届出を行っていない。厚生年金保険料を納付していない。夏期のみ勤務するB職には、契約B職（社会保険あり、雇用保険あり、退職金あり）と臨時B職（社会保険なし、雇用保険あり、退職金なし）があり、申立人は申立期間①においては臨時B職であったと思われる。毎月、社会保険事務所（当時）から通知される厚生年金保険料の額と従業員の給与から控除する金額とは必ず合わせており、臨時B職の給与からは社会保険料を控除していない。申立人に係る厚生年金保険被保険者記録がある平成4年の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに被保険者資格喪失確認通知書には申立人の名前の記載があるが、平成5年については名前の記載は無い。」と回答してい

る。

また、オンライン記録により、当該事業所において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 11 人（申立人が挙げた同僚 3 人を含む。）に照会したところ、3 人から回答を得たが、このうち一人は、「私は契約 B 職であったが、社会保険に加入しない臨時 B 職もいた。」と述べている。

さらに、申立人が、申立人と同じく夏期のみ B 職として当該事業所に勤務していたとする同僚についても、申立期間①当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人から提出された預金通帳の写しからは、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間⑤について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間⑤において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった申立人に係る平成 14 年分の所得税源泉徴収簿によると、給与から健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、前述の回答に加えて、「申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成 15 年の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに被保険者資格喪失確認通知書には申立人の名前の記載があるが、平成 14 年については名前の記載は無い。また、契約 B 職には退職金の支給があるが、臨時 B 職には支給されない。」と述べているところ、当該事業所から提出のあった申立人に係る平成 15 年の雇用契約書には、退職金の支払いについての記載があるが、平成 14 年の雇用契約書にはその記載は無いことが確認できる。

さらに、申立人が、申立人と同じく夏期のみ B 職として当該事業所に勤務していたとする 3 人のうち 1 人の同僚についても、申立期間⑤当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 10 人（申立人が挙げた同僚 5 人を含む。）に照会したところ、一人から回答を得たが、この者は、「私は契約 B 職であったが、雇用保険にのみ加入し社会保険に加入しない臨時 B 職もいた。夏期のみ B 職は 40 人ぐらいいた。」と述べており、申立人も「申立期間⑤当時、夏期のみ B 職は 40 人ぐらいいた。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立期間⑤当時、夏期のみに厚生年金保険被保険者記録がある女

性は15人であることが確認できる。

その上、申立人から提出された金融機関が保管する普通預金元帳の写しからは、申立期間⑤当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人が提出した預金通帳の写しによると、C社から給与が振り込まれていることが確認できること及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間②当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、協力を得ることができず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、当該事業所において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる8人（申立人が挙げた同僚4人を含む。）に照会したところ、回答があった5人のうち1人の同僚が、「社会保険や雇用保険に加入しない臨時B職もいた。夏期のみB職は10人ぐらいいた。」と述べており、申立人は、「申立期間②当時、夏期のみB職は8人ぐらいいた。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、夏期のみ厚生年金保険被保険者記録が存在する女性は5人であることが確認できる上、当該同僚及び申立人が、申立期間②当時、当該事業所において夏期のみB職として勤務していたとする他の同僚も厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、上記回答のあった厚生年金保険の記録がある5人については、全員雇用保険被保険者記録が確認できるところ、申立人については、雇用保険被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人が提出した預金通帳の写しからは、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間③においてD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立てどおりの届出を行ったか否かは不明である。厚生年金保険料を納付したか否かは不明である。

現在、申立期間③及び④当時に勤務していた者はおらず、当時の厚生年金保険の適用等の状況については不明である。」と回答しており、当該事業所が提出した社会保険台帳によると、申立期間③において、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番も無い上、同台帳に記載されている平成9年に当該事業所に入社した20人の入社日と、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日は一致している。

また、申立人が申立人と同じく夏期のみB職として名前を挙げた同僚についても当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人（申立人が挙げた二人を含む。）に照会したところ、一人から回答を得たが、申立人に係る厚生年金保険の適用や保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、「申立期間③当時、夏期のみB職は7人ぐらいた。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立期間③当時、夏期のみ厚生年金保険被保険者記録がある女性は、一人もいないことが確認できる。

なお、申立人から提出された預金通帳の写しからは、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間④においてD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が提出した社会保険台帳によると、申立人の入社日は、平成10年10月1日と記載されており、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している上、同台帳に記載されている平成10年に当該事業所に入社した14人（申立人を含まず。）の入社日と、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日も一致している。

また、申立人が、申立人と同じく夏期のみB職として名前を挙げた同僚についても申立期間④においては当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立人と同日の平成10年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる9人（申立人が挙げた二人を含む。）に照会したところ、回答のあった4人のうち1人の同僚は、「平成10年の5月から11月までB職として勤務していたが、当該期間における厚生年金保険被保

険者記録が無いため、当時の担当部長に確認したところ、厚生年金保険料は控除していないとのことであった。」と述べており、他の二人の同僚も当時の担当部長として名前を挙げていることからこの者に照会したが、協力を得ることができない。

加えて、申立人から提出された預金通帳の写しからは、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月ごろから 61 年 10 月ごろまで
② 昭和 61 年 10 月ごろから 62 年 10 月ごろまで
③ 昭和 62 年 10 月ごろから 63 年 10 月ごろまで

申立期間①については、A社が経営するB商業施設で、申立期間②については、C社が経営するD商業施設で、申立期間③については、E社が経営するF商業施設で、それぞれ勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できない。勤務していたことは事実なので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社に係る商業登記簿謄本によると、同社は当時存在し、申立期間の終期である昭和 61 年 10 月に申立人が勤務していたとする所在地に本店が移転したことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録及び事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、当時の事業主は所在不明であるため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた二人の同僚に照会したものの、回答を得ることができなかった。

さらに、G県及びH市に照会したものの、当該事業所に係る情報を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、同僚の供述により、勤務の期間は特定できないものの、申立人がC社が経営するD商業施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成9年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したものの、回答を得ることができないことから、オンライン記録により申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる17人に照会したところ、7人から回答が得られ、このうち商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる者は、「厚生年金保険には、試用期間後に加入することになっていたが、個人的な理由により厚生年金保険には加入しない雇用形態を希望する者もいた。」と述べており、他の一人は、「私は入社2か月後から社員になり厚生年金保険に加入したが、社長はワンマンな方であり、社長の判断一つで社員にするか否かを決めていた。」と述べており、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、E社は、オンライン記録によると平成19年3月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「F商業施設は昭和60年10月20日に開店した。申立期間当時の書類の所在は分からず、申立人の勤務状況や雇用形態について分からない。」と述べていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる資料を得ることができない。

また、商業登記簿謄本によると、同社は平成19年11月に破産手続廃止の決定が確定していることから、破産管財人に照会したところ、「申立期間当時の資料を保存していないが、破産開始時に申立期間当時の人事記録等は預かっておらず、その時既に廃棄済みであったと思われる。」と述べている。

さらに、当該事業所は、I厚生年金基金に加入していることから、同基金に申立人の基金加入状況及び事務手続について照会したところ、「加入員番号払出簿及び中途脱退者加入員一覧表を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。当基金への届出と厚生年金保険の届出は、複写式の用紙を使用して

いた。」と回答していることから判断すると、申立人は、当該事業所において厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 15 人に照会したところ、5 人から回答が得られ、このうち 4 人は申立人を記憶しておらず、他の一人も「申立人は J 職であったと思う。」と述べているものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月ごろから28年10月1日まで
② 昭和28年12月2日から35年7月ごろまで

申立期間①及び②は、A氏が経営(後にB社が経営)するC事業所に勤務していたので、厚生年金保険料の控除を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、勤務の時期及び期間の特定はできないものの、申立人が、C事業所に勤務していたことは推認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人が経営者であったとする者を代表取締役とするD社(昭和27年1月10日設立、34年5月27日B社に商号変更)が存在したことが確認できるものの、オンライン記録によると、B社は36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた5人の同僚のうち一人は、「私は昭和23年から29年ごろまで勤務していたが、当該事業所は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べており、オンライン記録によると、同人は自身の記憶する勤務期間において、厚生年金保険に加入していた記録はない上、他の4人についても申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は何も残っていないが、当社における厚生年金保険の適用は、昭和36年ごろであった。」と述べており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

その上、オンライン記録により、B社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和36年7月1日）に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が確認できた3人に照会したところ、全員から回答が得られ、このうち、33年4月ごろからE職として勤務していたとする者及び35年4月ごろから経理事務を担当していたとする者は共に、「C事業所、D社及びB社は同一の事業所であった。私が厚生年金保険に加入したのは昭和36年7月からであり、それまでは社員は全員厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 6 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、A省B局C事業所において月雇D職として勤務していた。

申立期間②については、A省B局E事業所において月雇D職及び月雇F職として勤務していた。

しかし、両申立期間について、厚生年金保険に加入した記録が無い。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A省G局が保管する申立人の履歴書(人事記録)により、申立人は、申立期間①において、C事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同事業所には昭和30年1月16日から政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所と、33年9月3日から政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所が存在したことが確認でき、申立人は、申立期間①において、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人の上記履歴書によると、申立人は、申立期間①において月雇D職であったことが確認できるところ、A省G局は、「厚生年金保険法の適用については、関係通達に基づき、雇用形態及び職種から判断しており、申立人は、職種がD職であり月雇臨時作業員であるので、厚生年金保険の強制

適用の取扱いに属さない者である。」と回答している。

さらに、申立期間①において、被保険者名簿により健康保険のみの適用であるC事業所において申立人と同様に被保険者であった者が3人(申立人を含まず。)確認できる上、当時、厚生年金保険の適用事業所であるC事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「雇用形態や職種によって、健康保険のみに加入する形をとっていたのを記憶している。」と述べている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、A省G局が保管する上記履歴書により、申立人は、申立期間②においてA省B局E事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E事業所に係る被保険者名簿によると、同事業所には昭和35年8月1日から政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所と、同日に政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所が存在したことが確認できるところ、被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②において、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所の被保険者であったことが確認できる。

また、A省G局に照会したところ、「厚生年金保険法の適用については、関係通達に基づき、雇用形態及び職種から判断していた。」と回答している。

さらに、申立期間②において、被保険者名簿により健康保険のみの適用であるE事業所において申立人と同様に被保険者であった者が9人(申立人を含まず。)確認できる上、当時、厚生年金保険の適用事業所であるE事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「雇用形態や職種によって、健康保険のみに加入する形をとっていたのを記憶している。」と述べている。

加えて、E事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所において、昭和36年3月1日に被保険者資格を喪失し、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所において、同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録に訂正等の形跡も無いことから、当該事業所は、同日を資格喪失日及び資格取得日として届け出たものと考えられ、申立期間②において、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 3 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

申立期間①及び②についてはA省B局C事業所において月雇作業員（D職）として勤務し、申立期間③についてはA省B局E事業所（現在は、A省F局G事業所）において月雇作業員（D職）として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A省F局が保管する申立人の履歴書(人事記録)により、申立人は、申立期間①及び②において、C事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同事業所には昭和30年1月16日から政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所と、33年9月3日から政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所が存在したことが確認でき、申立人は、申立期間①及び②において、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所の被保険者であったことが確認できる。

また、上記履歴書によると、申立人は、申立期間①及び②においてD職（月雇作業員）であったことが確認できるところ、A省F局は、「厚生年金保険法の適用については、関係通達に基づき、雇用形態及び職種から判断しており、申立人はD職（月雇作業員）であるので、厚生年金保険の強制適用の取扱いに属さないものである。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②において、被保険者名簿により健康保険のみの適用であるC事業所において申立人と同様に被保険者であった者が3人(申立人を含まず)確認できる上、当時、厚生年金保険の適用事業所であるC事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「雇用形態や職種によって、健康保険のみに加入する形をとっていたのを記憶している。」と述べている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、A省F局が保管する申立人の上記履歴書により、申立人は、申立期間③においてA省B局E事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E事業所に係る被保険者名簿によると、同事業所には昭和35年8月1日から政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所と、同日に政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所が存在したことが確認できるところ、被保険者名簿によると、申立人は、申立期間③において、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所の被保険者であったことが確認できる。

また、A省F局に照会したところ、「厚生年金保険法の適用については、関係通達に基づき、雇用形態及び職種から判断していた。当該通達によれば、事務関係の作業員については健康保険と厚生年金保険の強制適用の取扱いに属する者とされているところ、申立人はD職(月雇作業員)であるので、厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立期間③において、被保険者名簿により申立人と同じく健康保険のみの適用であるE事業所において被保険者であった者が9人(申立人を含まず)確認できる上、当時、厚生年金保険の適用事業所であるE事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「雇用形態や職種によって、健康保険のみに加入する形をとっていたのを記憶している。」と述べている。

加えて、E事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、政府管掌健康保険のみの適用を受けた事業所において、昭和36年3月1日に被保険者資格を喪失し、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けた事業所において、同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録に訂正等の形跡も無いことから、当該事業所は、同日を資格喪失日及び資格取得日として届け出たものと考えられ、申立期間③において、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月1日まで

A社には昭和19年4月1日から勤務していたが、年金の記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年9月1日になっている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同郷で、一緒に集団就職でA社に入社したとする者の供述から判断すると、申立人が昭和19年4月から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿により申立人と同日の昭和19年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が確認できた3人（このうち一人は前述の同僚）に照会したところ、3人は共に、「昭和19年4月に入社した。」と述べているものの、このうち二人は、「厚生年金保険に加入したのは昭和19年9月1日からであった。それまでは試用期間であり、この間は厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている。

また、申立人が名前を挙げた7人の同僚のうち、個人が特定できた4人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和19年9月1日であることが上記被保険者名簿により確認できる上、このうち所在が確認できた二人に照会したが、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年9月1日と記載されており、

健康保険労働者年金保険被保険者台帳及びオンライン記録の被保険者資格取得日とも一致している。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。